

令和4年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（4日目）

1. 招集年月日 令和4年9月20日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和4年10月14日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事	山本勝憲君	事業理事兼 庁舎建設室長	水本淳一君	総務課長	大平弘明君
税財政課長	藤永大治君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	宮原良之君
多世代包括支援 センター長	松尾直美君	企画商工課長	落合健治君	建設課長	山村輝明君
農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金子剛君	水道課長	安達伸男君	会計管理者	藤永尊生君
教育次長	井手守道君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	山下慶君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第60号 令和3年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第3 議案第61号 令和3年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第4 議案第62号 令和3年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第5 議案第63号 令和3年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第6 議案第64号 令和3年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第7 議案第65号 令和3年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第8 議案第66号 令和3年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件
日程第9 議案第67号 令和3年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件
追加日程第1 委員会報告

1 新庁舎建設に関する調査特別委員会

(1) 特別委員会調査

① 新庁舎建設に関する調査について

追加日程第2 議案第76号 令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第7号）

追加日程第3 発議第6号 議員の派遣について

日程第10 閉会中の委員会継続調査

閉会

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和4年9月第3回佐々町議会定例会本会議4日目です。

本日の出席議員は、全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、8番、橋本義雄君、9番、須藤敏規君を指名します。

それでは、議案の上程前に、本日、追加案件が3件あっております。

本日9時より議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果、案件の内容は、委員会報告、新庁舎建設に関する調査特別委員会、議案第76号 令和4年度佐々町一般会計補正予算（第7号）、発議第6号 議員の派遣についての3件です。

皆様方にお諮りします。3件の案件を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会報告、新庁舎建設に関する調査特別委員会を日程に追加し、追加日程第1とし、議案第76号 令和4年度佐々町一般会計補正予算（第7号）を日程に追加し、追加日程第2とし、発議第6号 議員の派遣についてを日程に追加し、追加日程第3とし、以上の3件を議題とすることに決定いたしました。

議事日程配付のため、しばらく休憩します。

(10時01分 休憩)

(10時02分 再開)

- 日程第2 議案第60号 令和3年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第3 議案第61号 令和3年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第4 議案第62号 令和3年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第5 議案第63号 令和3年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第6 議案第64号 令和3年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第7 議案第65号 令和3年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第8 議案第66号 令和3年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —
- 日程第9 議案第67号 令和3年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第2、議案第60号 令和3年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件。

日程第3、議案第61号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件。

日程第4、議案第62号 令和3年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件。

日程第5、議案第63号 令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件。

日程第6、議案第64号 令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件。

日程第7、議案第65号 令和3年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件。

日程第8、議案第66号 令和3年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件。

日程第9、議案第67号 令和3年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件。
決算審査特別委員会に付託された事件の議案第60号から議案第67号までを一括議題とします。

順次、報告をお願いします。

それでは、決算審査特別委員長、お願いいたします。

6番。

（決算審査特別委員長 阿部 豊 君 登壇）

決算審査特別委員長（阿部 豊 君）

6番、阿部豊でございます。私のほうから決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

9月21日の本会議において、決算審査特別委員会に審査付託されました議案第60号から議案第67号までの令和3年度一般会計、特別会計5件の決算認定、また水道事業、公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定、計8会計について、9月の26日、27日、28日、29日、30日、10月7日の6日間にわたり町当局へ関係職員の出席を求め、詳細な説明を聴取し慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について申し上げます。

なお、委員長報告資料につきましては、後日配付されます決算審査特別委員会報告を御参照いただき、決算書における計数的な内容につきましては、決算書、成果説明書等に示されておりますので省略し、審査の主な点について御報告申し上げます。会計区分ごとに御報告いたします。

一般会計のみ昨年令和2年度は、コロナの関連で過去最大であったということでございますので、対比としまして総額等について申し上げたいと思います。

議案第60号 令和3年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定について。

令和3年度につきましては、歳入総額82億3,601万7,691円、対前年度比15.6%の減でございます。歳出総額78億7,378万4,264円、対前年度比16%の減でございます。歳入歳出差引額3億

6,223万3,427円、翌年度へ繰越すべき財源2,245万2,896円、実質収支としまして3億3,978万531円です。

議員からの質疑としまして、経常収支比率の目標はいかに。基金、目的別多くないか考え方を伺いたい。コロナによる予算執行全体、中止による不用額の確認。伝統文化活動について実績なしの補助金なしはいかが等々の質疑を行っております。

討論です。反対・賛成のそれぞれの立場から討論がありました。

まず、反対討論です。3項目あげられております。まず1点目。コロナ対策が不十分であったと、検査の充実等。2点目。基金の目標額の設定がないと。内容につきましては、必要な目標額を定め積立てをし、それ以外は住民に必要な町民の暮らしを守る施策へ充てるべきではないか。3点目。産業政策問題の成果が見えてこない。内容につきましては、抜本的な強化が必要だと。特に農業政策への強化が必要との御意見でございました。

賛成討論です。原課の厳しい財政環境にあつて、現理事者は計上された予算を創意と工夫、努力によって住民サービス向上に努め成果を上げている。適切ではない点も何点かあったが、不認定にするほどの重要要点にはなり得ない。今後も物価高騰が確実に予見されるため、長期展望に立った財政運用を一層の努力を重ねるよう意見をし、賛成されました。

採決です。挙手多数で本案は認定とされました。

続きまして、議案第61号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

質疑です。議員から後期高齢納付金の詳細の確認、特定健診受診者状況の確認、資格者書の現状確認、未収金について質疑がなされております。

討論です。反対・賛成の立場からそれぞれ討論がありました。

まず、反対討論です。国民皆保険制度の下支えの極めて公共性が高い保険制度である。運営にあつては、受診機会を必ず保証することは極めて重要であるが、資格者書をあえて発行し続ける姿勢について認定するわけにはいかない。また課税制度、世帯割や均等割という他の保険制度にない制度の改善も、町独自の取組が全くない。町民の声に沿った運営とは言えないとの反対討論です。

賛成討論です。公共的、権利と義務、納税をしなければ受診はできないということだと思いますが、行政としましては、法令実施が義務付けられた事務事業である。しかしながら、生活成果を見れば、経済的弱者をどうするかというのも理解するが、決算書を見ると経営状況も悪くない。行政として今のシステムでする以外はないと思いますので、承認すべきと考え認定と。

採決です。挙手多数で本案は認定とされました。

議案第62号 令和3年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

特筆すべき質疑としまして、基金についての詳細確認、避難行動要支援について、不納欠損状況の詳細の確認質疑があつております。

討論はなく、採決としましては、全会一致で本案は認定とされております。

議案第63号 令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

特筆すべき質疑としまして、医療保険制度自体についての質疑がなされております。

討論です。討論はなく、採決の結果、全会一致で本案は認定とされております。

続きまして、議案第64号 令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

特筆すべき質疑としまして、一般財源の繰入れ、収入増施策はどの質疑がなされております。

討論もなく、採決の結果、全会一致で本案は認定とされております。

続きまして、議案第65号 令和3年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

特筆すべき質疑としまして、令和3年7月に会計が閉鎖されておると。財産処分の詳細の確

認質疑があっております。

討論です。討論はなく、採決の結果、全会一致で本案は認定とされております。

続きまして、議案第66号 令和3年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件です。

特筆すべき質疑としまして、成果説明書の事業概要とコストの詳細に関する質疑がなされております。また、貯蔵品の詳細質疑があっております。もう1点、水量の詳細の質疑があっております。有収水量、無収水量等の質疑がなされました。

討論です。討論はなく、採決です。採決の結果、全会一致で本案は可決及び認定となされております。

続きまして、議案第67号 令和3年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件です。

特筆すべき質疑としまして、農業集落排水の一体化、加入状況の確認質疑があっております。また、その他の流動資産の確認質疑があっております。

討論です。討論はなく、採決です。採決の結果、全会一致で本案は可決及び認定とされました。

以上、審査の経過と結果の概要について述べましたが、各所管審査において財政的見地はもちろん、事務事業の執行方策等について多くの意見、指摘等を行っております。議会においては、所管事務調査等の研究を今後行っていくことはもちろんのこと、執行におかれましては、委員からの意見または指摘事項について、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう望むものであります。

また、今年度決算書においては、決算書の在り方検討を進め、成果説明書含めた新たな様式で作成されておりました。初年度ということもあり、執行説明、議会の受け止め方、不慣れな中、相互の協力によりスケジュールどおりに審査を完了しましたが、さらなる努力が必要であったことは否めない状況であったと感じます。特に執行におかれましては、実際の説明にあたった職員は肌で感じられたことと察します。内容を熟知、記録に残すことは公務の中でも必須であり、決算においては永久保存文書に類する重要な記録です。全庁的・横断的な検証をさらに加え、来年度に向けた成果を期待します。

以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託を受けました審査報告を終わります。

（決算審査特別委員長 阿部 豊 君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

以上、委員長からの報告がありました。

日程第2、議案第60号 令和3年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

決算審査特別委員会での討論の内容について委員長から詳細な報告がありましたけれども、一言だけ追加をして反対討論を述べたいと思います。

委員会でも述べましたが、今年度、令和3年度の決算にあたっては、3億3,978万円余

りの剰余ということになっております。要するに、黒字決算ということになっている。私も過去4年間の決算の状況をそれぞれ立ち会ってきたわけですが、毎年2億円から3億円余りの黒字決算ということになっておりますが、実際には様々な諸施策の中で、町長がなかなか仕事に取り組めない、それは予算がないということが最大の理由だということで、ほとんどのことが言われてきているんですけれども、現実には毎年それだけ、いわば予算を使い残すという状況があるわけでありまして、その際、基金をためるということは当然必要なのですけれども、その基金が必要な部分もあるわけですが、基金も既に総額が55億円を超えるという金額になっております。そういう意味では、やはり基金についても詳細な計画を立てて、可能な限り住民に還元するという施策に回していくべきではないかというふうに考えております。

諸施策の中には極めて緊急性の高いものもあるわけでありまして、その都度、一般質問等で私も述べてきたところでありまして、そうしたものに対する配慮がなく、結果的に漫然と基金が積み上がるという決算の在り方については、やはり認定するわけにはいかないというふうに考えまして、反対討論といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに討論ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第60号 令和3年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は認定されました。

日程第3、議案第61号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第61号 令和3年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は認定されました。

日程第4、議案第62号 令和3年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第62号 令和3年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

全員起立です。したがって、本案は認定されました。

日程第5、議案第63号 令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

佐々町後期高齢者医療特別会計について、認定反対の、不承認の討論を行います。

委員会で私は、この件については賛成をしたわけでありますけれども、その後、後期高齢者医療制度、大幅に改悪が進んでおりまして、本来の制度導入の目的が大きく損なわれていると。そうした会計全体に賛成するわけにはいかないということで、不承認といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにありませんでしょうか。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

後期高齢者医療につきましては、全国的な国の制度にのっとった各自治体の考えでどうしても意見が入らない、これのことにつきましては、各市町首長が国に対して要望する以外にはないと私は考えておりますので、行政としては、後期高齢者医療の会計については、それにのっとって処理されていると判断をしておりますので、私は承認という立場で意見を述べさせていただきます。

議長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第63号 令和3年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は認定されました。

日程第6、議案第64号 令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第64号 令和3年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は認定されました。

日程第7、議案第65号 令和3年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第65号 令和3年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第8、議案第66号 令和3年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件につい

て、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第66号 令和3年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、委員長の報告は可決及び認定です。委員長の報告のとおり可決及び認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は可決及び認定することに決定いたしました。

日程第9、議案第67号 令和3年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第67号 令和3年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、委員長の報告は可決及び認定です。委員長の報告のとおり可決及び認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は可決及び認定することに決定いたしました。

— 追加日程第1 委員会報告 —

議長（淡田 邦夫 君）

追加日程第1、委員会報告に入ります。
新庁舎建設に関する調査特別委員会の調査報告を委員長からお願いいたします。
6番。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 阿部 豊 君 登壇）

新庁舎建設に関する調査特別委員長（阿部 豊 君）

6番、阿部豊でございます。私のほうから新庁舎建設に関する調査特別委員会報告をさせていただきます。

令和4年10月11日火曜日、開催いたしました。出席者は6名全員出席です。説明のための出席者として、町長、副町長、山本総務理事、水本事業理事兼庁舎建設室長、松田庁舎建設室長補佐、西庁舎建設室係長が出席して開催いたしました。

案件です。新庁舎建設に関する調査について。

1、新庁舎建設事業の経過および今後のスケジュール。

事業理事兼庁舎建設室長より概要説明がっております。令和4年8月22日、入札。町設定の予定価格に達せず入札が不落に終わったと。その後、県及び設計業者との協議を行い、調査の結果、次の点について考察されております。まず、県協議を令和4年の8月24日に行ったと。協議考察として、物価本価格は、価格調査から間が開いており、直近の急激な価格変動に追いついていない可能性がある。また、製作費などを県単価で設定されている場合も、その単価が物価高騰に追いついていない可能性がある。

続きまして、設計業者とのテレビ会議等を行った考察でございます。

まず、設計業者実績による建設物価等採用事例もあり、公共工事における原則にのっとり建設物価等単価を採用していたと。2点目、鋼材を取り巻く環境について、鉄骨の原材料における鉄鉱石は輸入に頼っており、価格高騰の影響を受けたと。3点目、円安・インフレの影響。4点目、コロナ禍での人手不足での工賃高騰の影響。5点目、現情勢下での適正単価算出方法としては、今後、見積単価の採用をせざるを得ないのではないかというような考察がなされております。

結果、町としましては、県及び設計事業者との協議結果を踏まえ、設計に用いる建設物価等については、メーカーや商社等から直近の価格見積書を徴しなおし、必要な措置をとって単価入替えを行い、現在の物価情勢に合わせた設計単価を用いる選択をせざるを得ないと考える。また、新庁舎建設に係る全体事業費、令和2年度から7年度までの間ですけれども、継続費としまして約25億円となっております。事業費を再試算したところ、全体事業費ですね。一定の追加補正が必要であるというふうな認識でございました。

委員からの確認でございます。

まず第1点。入札が遅延していないかと。執行側の回答としましては、並行して別館解体発注、開発行為の申請、また、制限付き一般競争入札に関しまして、初めてであったということで事務研究の期間を要し、特段遅れたとは執行側は判断していないと。

不落についての要因詳細の確認をしております。執行側の回答としましては、鉄骨について県基準での計上をしておったと。市場との乖離が大きかったと。

また、適正な予算設定がなされていたのかという確認については、執行側の回答としまして、見積りとの乖離は否めないという回答でございます。

また、補正額の見通し、スケジュール等はいかにという確認がっております。全体事業費で約3億2,000万円ほどと執行の回答がっております。また、今後のスケジュールの詳細の確認がっており、執行側の回答としましては、本会議において補正をお願いし、予算成立後、直ちに事務事業にかかりたいというような回答でございます。

また、これまでの調査では予算に十分な余裕があると説明されてきていますが、いかにという確認がっております。資材高騰を含めた指摘をしてきたと委員から確認があり、これについては町長が、急激な変化に対応できていなかったという反省の回答がっております。

最後に、全体事業の1割を超える補正について、大幅な設計変更があるべきではという確認がしております。執行側の回答としましては、設計自体は最適と判断していると。資材高騰に対する実情での計上、2割ほどの、まあ前後の増となっておりますけれども、今後コスト削

減に努め執行したいという考えでございました。

当委員会としましては、内容を確認し、完成までの継続調査案件とし、終了しております。
以上、特別委員会報告とさせていただきます。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 阿部 豊 君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

委員長からの報告が終わりました。

以上で、追加日程第1、委員会報告を終わります。

— 追加日程第2 議案第76号 令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第7号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

追加日程第2、議案第76号 令和4年度佐々町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。
執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第76号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。14款国庫支出金、補正額9,881万6,000円、計13億2,793万6,000円。2項国庫補助金、補正額9,881万6,000円、計5億7,824万1,000円。

18款繰入金、補正額、減額1億3,258万円、計5億5,745万1,000円。1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

21款町債、補正額、減額4億5,740万円、計12億2,490万円。1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額、減額4億9,116万4,000円、計82億5,130万4,000円。

歳出。2款総務費、補正額、減額5億9,861万4,000円、計16億8,055万3,000円。1項総務管理費、補正額、減額5億9,861万4,000円、計15億1,603万4,000円。

3款民生費、補正額9,743万円、計22億916万2,000円。1項社会福祉費、補正額9,743万円、計11億2,029万2,000円。

9款消防費、補正額32万円、計2億4,484万4,000円。1項消防費、補正額、計とも同額です。

13款諸支出金、補正額1,000万円、計2億1,849万円。1項基金費、補正額、計とも同額です。

14款予備費、補正額、減額30万円。計620万8,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額、減額4億9,116万4,000円、計82億5,130万4,000円。

2ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正。

変更。2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業。補正前総額23億8,100万円。令和4年度年割額15億1,300万円、令和5年度年割額6億3,700万円、令和6年度年割額1億8,800万円、令和7年度年割額4,300万円。補正後総額27億100万円。令和4年度年割額9億1,300万円、令和5年度年割額12億7,700万円、令和6年度年割額2億6,600万円、令和7年度年割額2億4,500万円、総額で3億2,000万円の増額となっております。工期の変更及び事業費の変更に伴う補正となっております。

続いて、3ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正。

変更。起債の目的、（公共施設等適正管理推進事業債）市町村役場機能緊急保全事業、補正前限度額11億5,640万円。

起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後限度額6億9,900万円。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

これも令和4年度の庁舎建設事業の事業費の減によるもので、4億5,740万円の減額となっております。

4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括につきましては、割愛をさせていただきます。

5ページ以降をお願いいたします。

今回の追加補正につきましては、3点ございます。

まず一つ目が、令和4年9月20日に政府におきまして、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対して一世帯当たり5万円を支給することが閣議決定されたことに伴う今回の補正予算の計上となっております。全額国費を財源としております。

二つ目が、先ほど第2表、第3表にありますとおり、庁舎建設事業の減額の計上ということになっております。それに伴う補正となっております。

三つ目が、台風11号・14号関連の避難所運営など、災害対応に係る時間外勤務手当等を計上をさせていただいております。

それでは、5ページの中段にあります、まず、4目の公共施設整備金繰入金1,000万円の計上をさせていただいております。これにつきましては、令和5年度以降の庁舎整備基金で必要となる残高が今回不足するということになりましたので、この公共施設整備基金から1,000万円の取崩しを行いまして、庁舎整備基金へ積み立てるものでございます。

その下の6目庁舎整備金繰入金につきましては、先ほどの第3表、地方債にありましたとおり、地方債の減額と同様に、令和4年度事業費の減によるものでございます。減額の1億4,258万円となっております。

それから、8ページをお願いいたします。

8ページの上段でございますけれども、庁舎整備基金積立ということで、先ほど公共施設整備基金の取崩しの財源で積み立てるものでございます。

それから、9ページ、10ページ、こちらには継続費の調書、支出予定額並びに事業の進捗状況等に関する調書と、今回から10ページにもありますとおり、地方債についても現在高の見込みに関する調書ということでつけさせていただきます。

税財政課のほうからは以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、5ページをお開きいただければというふうに思います。

今、税財政課長のほうからも説明がありましたように、この5ページのところの上段に14款国庫支出金がございますけれども、1目、2目の補正額が9,881万6,000円というふうになっております。これが、今回の価格高騰緊急支援給付金に係る全体額ということでございます。先ほど言われたように、補助率は10分の10ということになります。

この1目の総務費国庫補助金が138万6,000円ありますけれども、この同じ額ということになりますけれども、歳出側で2款総務費に電子計算費がございますけれども、こちらのほうでシステムの改修ということになります。

それから、2目民生費国庫補助金の9,743万円ですけれども、これにつきましては、3款民生費の7目住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費（価格高騰支援分）として同額を計上させていただいているところでございます。

すみません、お開きのところ、下のところの6ページですけれども、今回、事前の説明とかができなかつたものですから、お手元に資料を配付をさせていただいておりますが、令和3年度からコロナの関係もございまして、給付金がそれぞれ続いておりましたので、全体的な形で整理をさせていただいております。今回、それとまた裏のほうにも資料として全体の給付金を載せておりますけれども、参考として御覧いただければというふうに思っているところでございます。

それでは、今回の補正に係る価格高騰緊急支援給付金の概要でございますけれども、対象者につきましては、先ほど税財政課長が申しますように、令和4年度の市町村民税均等割の非課税世帯ということになります。また、令和4年1月から12月までということになるんですけども、そのうちの任意の1か月ということで家計急変があった世帯、これが対象ということになります。基準日が令和4年9月30日ということになります。支給額は一世帯当たり5万円で、期間が提出期限、それぞれの事務手続での確認書等々ありますけれども、提出期限が1月の31日となっております、最終的な振込は来年の今年度いっぱい、いわゆる3月31日までに終了させるということになっております。

対象世帯数につきましては、全体で家計急変世帯を含めて1,905世帯ということで、予算を計上させていただいております。お手元にお配りしておりますように令和3年度から非課税世帯の給付金は続いておまして、令和4年度に追加で補正をさせていただきながら支給をしておりますけれども、高齢世帯で子どもさんの扶養に入っていられることで、この対象とならないというケースが随分出てきてまして、結果として今現在、令和3年度から続いた同様のこの非課税世帯への給付金については1,523世帯というところで、今整理をしているところでございます。今回は対象として1,905世帯を予算計上させていただいたということでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、電算のシステム改修があり、また銀行との全件データのチェック処理というのがあり、また事務的にそういった作業を進めていく中で並行して進めていくんですけども、12月下旬ぐらいまでには支給はできるのではなかろうかと思っておりますけれども、銀行とのチェック、そういった作業が少しでも早くできれば12月の中旬、そういったところで資料には12月中旬というふうな表現をさせていただいておりますが、なるべく早くお手元に届くような方法で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（水本 淳一 君）

庁舎建設関連の補正につきまして、この至る経緯につきましては、先ほど阿部委員長のほうから説明がありましたとおりでございます。税財政課長からも説明がありましたので、重複する部分については省略させていただきますけれども、2ページの第2表、継続費補正につきましては、4か年のそれぞれの出来高見込みによる年割額の補正見込み、それから主に総事業費の変更及び工期が遅れたことによる年割額の補正の概要となっております。財源等の内訳については、先ほど9ページのほうで税財政課長のほうからも説明がありましたが、そちらのほうでの年割額の内容も見ていただければというふうに思っております。

次の3表、3ページの第3表、地方債補正につきましては、先ほど税財政課長のほうからも説明があったとおりでございます。

6ページのほうでございますが、歳出予算の中で、2款1項12目庁舎建設事業費、この中の12節と14節に、委託料、工事請負費がございます。庁舎建設工事監理業務委託料につきましては、工期の変更に伴うもの、それから既存家屋事前調査業務委託料（庁舎別館解体）につきましては実績による減、7月25日をもって完了となっております。それから、工事請負費につきましては、庁舎建設工事（第1・2期分）、工期の変更に伴うものがございます。減額となっております。それから庁舎別館解体工事、これにつきましては9月22日をもって完成ということで実績による減となっております。それから次のページをめくっていただきまして8ページでございます。13節庁舎整備基金費というところで、先ほどの1,000万円につきましては税財政課長が説明をいたしたところでございます。議案の議決を受けた後におきましては、早急に事務事業進めてまいりたいというふうに考えております。このたび事業が遅延しておりますことに対しまして、この場をお借りいたしまして改めておわび申し上げたいと思っております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

今、それぞれの立場から説明があったわけですが、一つずつお尋ねをしていきます。これ高額の工事を出すの久しぶりなものですから、資金があるかどうかということでちょっと心配しているわけですが、財務規則に前払金というのが探したんですけど、なかなかなかったものですから、今朝、執行のほうから頂きました。財務規則の第56条の3に前払金ということで書いてございますけども、要するに4割は請求できるということが書いてあります。例えば、10億円だったら4億円請求ができる、という単純に思えばそう思ったんですけども、詳細にその限度額が必要じゃないか、一遍に年割額の4割を出していくというのは町にとっては非常にリスクが高い、そういうところは検討なさったのかということでもちょっとお尋ねをしておきます。要するに第35条読んでみたら、20日以内に支払わなくちゃいかんとすね、これ建設工事の請負契約書に書いてあったんですけども。あとは中間前金払もできるようなことが第37条以降に書いてありますね。第37条、第38条、それから第41条以下では2年間にまたがる長期の契約については特則っちゃうのが、特則です、債務負担行為に係る契約の特則

ゆうのがあります。ですから、継続費も同じように高額な予算を組んでするんですから、継続費に係る特則を設けなくちゃいかんじゃないかちょっと心配しているもんですら、その点について限度額を現在定めてあるのか、ないのか詳細な部分をちょっとお尋ねしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（水本 淳一 君）

限度額の設定につきましては、現在のところは検討はいたしておりません。ただ、全体事業費の4割という上限が設けてあります。前払金につきまして今年度、令和4年度の継続費の中で調整をできるというふうに考えておるところでございます。なお、当初、令和4年度におきまして鉄骨製造工場への工場の選定とか鉄骨類の注文発注、柱の発注ですね、それから仮囲いとか、事前に準備する準備行為もでございます。そういった支出の面におきましては、事業者選定が終わりましたらその事業者のほうで、この物価高もございまして、事前調達というかたちで、やはりある程度の資金は必要であるというふうに考えておるところでございます。全体事業費の4割というのは、令和4年度のこの継続費の中で調整できるものというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

要するに、町がお金を一遍に出すのがリスクがあるんじゃないかということね、限度額を設けるべきではないか、やはり研究していただきたいとですよ。果たして前金払でそんな4割も必要なかちょっと分かりませんがね。業界が物価高、それは理解しているつもりですけどもね。そうしないと債務負担行為については特則をつくってあるですたいね、継続費はつくるべきじゃないですかというね。10億円、15億円というのは一遍契約するわけですから。

そしたらもう1点、当初の年割額、15億円程度予算を組んでありましたよね。今回9億幾らになっていますよね。9億幾らは工程表でどこまでの工事を仕上げようということ年で割額を算定なされたんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

2点の質問がっております。

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（水本 淳一 君）

令和4年度の当初予算の段階におきましては、今年の7月分からの出来高を見込んだ中で継続費を計上させていただいておりましたが、今回8月22日にちょっと延びてしまいましたけれども、入札した結果が不落であったということから、きょうの議決を経た後に早急に事業者選定事業に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますが、業者決定後、3月までの見込みの出来高というかたちで庁舎建設室の中で協議をいたし、今回の継続費を定めさせていただいた次第でございます。よろしくお願いたします。

また、財源につきましてですけども、9ページのほうの継続費の調書の中で見ていただきたいと思いますが、起債及び基金のほうで財源の確保をしていきたいというふうに考えており

ます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

いや、その出来高でって言いますから、出来高のどの部分まで仕上げようと思っているんですかね。今10月ですから、もしこの予算が通ればさっき理事がおっしゃったように、事務手続として議会で議決案件ですから上げられるとか、多分12月じゃないかと思います。そして指名の公告、ホームページ見たら、220日かかるってなっていた。あと3か月しか今年度ないから3月までに12月にもし通って議決されたら、どの部分まで仕上げようということ年度額を定められたのですかというのをお尋ねしてるんです。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（10時59分 休憩）

（11時08分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（水本 淳一 君）

時間を取りまして誠に申し訳ございません。前金の今回の継続費の減額につきましてでございますけれども、先ほど言いましたように、当初予算の中では7月からの枠を設け、その中では全体事業費が7割前金、それから出来高を見込んだ中で、7割相当額を継続費で見込んでいたところがございます。今回、工期があとのほうにずれたことによりまして、今回の継続費の中につきましては、4割相当の前金払相当額を計上させていただいておる次第でございます。金額につきましては、入札関連になりますので控えさせていただきたいと存じますが、そういった状況でございます。

それから先ほど言われました前金払の高額に対するリスクにつきましてでございますけれども、前金払の請求があった段階におきましては、こちらのほうから支払いを行った後、保険会社からの保証書と言いますか、向こうのほうでする保証の証書の提示を求めますので、それをもってうちのほうでは管理をするというかたちでリスク回避をとっておるところでございます。

それから、契約書の中の41条のところにあるわけでございますけれども、債務負担行為に係る契約の特則というのがございます。先ほど特則のことをおっしゃったのはここだと思いますが、継続費については、ここが文言が書いてございませんので、しっかりと契約書の中で年割についての業者との契約につきましては、きちんと中に掲載していきたいというふうに考えております。方法については、今後、研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番議員、4問目ですけど、どうぞ。許可します。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

今、理事のほうから答弁いただいたように、非常に初年度でやっぱり前金払をする分だけ見込んだということですから、町にとっては非常にリスクが高いわけですかね。ですからぜひ、この分については再度考えていただきたい。限度額を設定するとか、そういうのをさせていただきたいと、継続費についても同じですけど、理事がおっしゃったとおり、研究して検討していただきたい。御存じのように、まだほかにも二つも大きな事業があるから一遍にお金が出ていくわけです。それだけお金があればよろしいですけども、そういうとは再考して考えて検討していただきたい。町長答弁を。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、前払金のことで限度額が一応4割ということでやっているわけですが、今、須藤議員がおっしゃったように、全国に各どこか、どこの地域か分からないわけですが、限度額を決めている自治体もあるというお話も伺いました。町としましても、どうするのかというのはやはり検討をさせていただければと、限度額設定するのか、内部で共有させていただいてどうするのかというのは研究をさせていただければと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

今回の1回目の入札が不落になった、結果ですね、当初の計画から工費が10%以上引き上がるということになります。そういう点で言えば、大変遺憾なことでありまして、設計完了時の見積試算というのは、見積りというのは適切であったのかということも非常に疑義のあるところでもあります。あわせて今回、新たな補正を行うにあたって、いわゆる設計の見直し、基本設計を見直すということではできないにしても設計の一部を取りやめるとか、事業の一部を取りやめるとか、そうした見直しですね、いわゆる増加する分とそれから減算の部分もあったんではないのかというふうに思うんですね。だから分かれば増加と減算の割合です、どの程度なのかということ伺いたい。要するに節約に努めるということも委員会では力説されましたし、そういう点で言えば減算って言いますか、そういった分について内容を精査するということはあるはずだというふうに思うんですけども。増加と減算、マイナスの割合、どの程度か、金額は出ないにしてもパーセントで言って出していただければと思います。

以上です、2点。

議 長（淡田 邦夫 君）

積算、見積、適切だったのか。

しばらく休憩します。

（11時14分 休憩）

（11時16分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（水本 淳一 君）

すみません、時間を取りまして申し訳ございません。永田議員から言われました変更点の増減につきましては、現時点におきましては、もう増加の要因ということで考えております。今後、資機材の、例えば変更点等がございましたら業者のほうとも契約業者と協議しながら減額に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。（議長「そいけん積算は。積算が適切だったのか。」）

すみません、積算が適切であったのかという御指摘でございますが、委員会のほうでも申し上げましたように、設計業者のほうの実績が昨年度、幾つかの建物等ございましたが、その設計事業者の実績による建設物価等採用事例もあったということもあり、また我々といたしましては、公共工事における原則にのっとりまして建設物価等単価を用いたということでありましたので、見積りの乖離というのがあったというのは理解いたしますけれども、我々としましては、適切であったというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

結果としては適切でなかったと、要するに情勢の変化を見極めきれなかったというのが委員会での御説明であったというふうに思うんですね。ですから適切であったというふうに強弁されるというのはやっぱり正しくないのではないかというふうに思います、それが1点。それとあわせて今のところについては、要するに増加の分だけしか見ていないということですが、全体としては、できる限りの節約をするということについては言明されているわけですから、それについてはやはり、きちんと議会にも報告をしていただくし、この議会での答弁、それは町民に対する説明でもあるわけですから、きちんとその辺りについてはやはり説明していただく。もちろん建物の機能だとか、そういったものについて落とせというふうに言っているわけではなく、必要な機能をきちんと維持した上で、かつ華美なものだとか、あるいは、いわゆる何て言いますか、機能に影響しない、減額できる材料、意匠だとかそういったものについてはやはり大きく見直すということもあってしかるべきだと思いますがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどのお話がありました公共工事ということで、いわゆる当初はやはり起工時、最新の建設物価を用いてつくったということで、これが間違いではないと思うわけでございますけど、やはり先程の物価、社会情勢の変化というところありまして、乖離をしていたということでこれはやはりもう少し、市場の規模とか概要とかをもう少し確認をしていれば、慎重にすべきじゃ

なかったかということは我々も反省している次第でございます。それからお話がありましたように、やはり我々側としましては、まず最初に役場庁舎の建設にあたる設計にあたりましては、やはり華美なものと言いますか、そういう機能的なものは必要でございますけど、華美なものはだいたい外して事前に設計をしたと思っております。だからまたこれを庁舎建設をしながら、これが要らない、これが要るっていうことはいろんなことがまた変更が出てくると思います。その中であれば新庁舎建設に関する調査特別委員会等に報告しながら建設して言いますか、そういうことでやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第76号 令和4年度佐々町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

— 追加日程第3 発議第6号 議員の派遣について —

議 長（淡田 邦夫 君）

追加日程第3、発議第6号 議員の派遣についてを議題とします。事務局長に朗読させます。議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（発議第6号 朗読）

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。

発議第6号 議員の派遣についてを原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり派遣することに決定いたしました。
しばらく休憩します。

（11時23分 休憩）

（11時46分 再開）

— 日程第10 閉会中の委員会継続調査 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、閉会中の委員会継続調査に入ります。

閉会中の委員会継続調査について、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付しております案件について調査の申出がっております。

お諮りします。委員長の申出のとおり閉会中の委員会継続調査を行うことに異議ありませんでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって別紙、委員長の申出のとおり、閉会中の委員会継続調査を行うことに決定いたしました。

— 閉会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、令和4年9月本定例会に付された案件は全て終了いたしました。

閉会にあたり、町長から御挨拶をお受けします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

令和4年の9月佐々町議会第3回の定例会を9月20日に開会をさせていただきまして、10月14日、本日までの25日間で開催されてまいりました。その間、令和3年度の決算につきましては、決算審査特別委員会の設置がされ、9月議会の休会中に一般会計ほか7会計につきまして、9月26日から10月7日までの6日間にわたり、慎重に御審議をいただきまして全て認定をいただきました。ありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、御提案を申し上げました予算、それから条例、人事関係の18件の各議案につきまして、それぞれ適切な御決定をいただきまして誠にありがとうございました。また本日、追加議案として提出させていただきました令和4年度の佐々町一般会計補正予算（第7号）につきましても議決をいただきましたことに対しまして重ねて厚くお礼を申し上げます。

最後になりましたが、今回の議会等につきまして議員各位からいただきました貴重な意見、それから御指摘等につきましては重く受け止めながら改善、精査しながら町政の運営にあたっていききたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、県下の感染状況は改善の傾向にあるということで、10月7日から県全体の感染レベルがレベル1の注意報に引き下げられておりますけれども、

新規感染者ゼロという日は本町では1日もない状況でございます。会話時のマスク着用や三密の回避、定期的な換気など、引き続き感染症の対策を徹底していただきますように御協力をいただければと思っております。議員の皆様におかれましては、御健康に注意をされながら今後とも町政の発展のために御活躍をいただきますようお願い申し上げます、閉会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。

長期間大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

私から一言お礼を申し上げます。

令和4年9月定例会の閉会にあたり、私から一言御挨拶を申し上げます。

9月20日より10月14日まで、本日、会期25日間にわたり開催されました9月定例会は、条例案件、人事案件、補正案件、それと令和3年度決算が上程されましたが、原案のとおり全て、議案ごとに承認をいただきまして、本当にありがとうございました。

一般質問については、5名の議員から様々な観点から町政を正すなど、活発な議論が行われ、誠に異議ある議会となりました。改めて感謝を申し上げます。今回の会期中、決算審査において今までと違い、歳入歳出決算書と新たに成果説明書において行われ、指標達成状況、評価及び全体総括ということで各事業の評価、結果が示されておりました。執行の自己満足とならないように、町民のおかれた立場を十分に把握していただき評価をお願いしたいものでございます。

また、阿部委員長においては決算審査の取りまとめ、6日間の議事進行に大変お疲れでございました。本当にありがとうございました。執行においては、この決算審査を生かし、令和5年度の予算を組む際の参考にしていただければ、この決算審査が意義深いものになると思っております。

そのほか8月に行われました新庁舎の入札が不落となり、会期中に新庁舎建設に関する調査特別委員会、全員協議会の開催など、多くの案件がありましたけども無事に終えることができました。

それから先日、行方不明の方がおられました。消防団や役場職員の捜索も加わり、無事に発見されたことを安堵をいたしております。これから秋の到来、新型コロナウイルスの感染も減少しておるとお聞きをいたしておりますが、本格的な冬本番に体調を留意され、今後ますます御活躍をお祈り申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日はありがとうございました。お疲れ様でした。

以上で、令和4年9月第3回佐々町議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

（11時52分 閉会）